

給与勧告・報告の骨子（平成 23 年）

滋賀県人事委員会

○ 本年の給与勧告・報告のポイント

平均年間給与を 2 万円 (0.31%) 引下げ

(月例給引下げ・ボーナス据置き、平均年間給与の引下げは 3 年連続)

- ① 月例給については公民較差 (△0.31%、△1,226 円) を解消するため、
 - ・ 50 歳台を中心に 40 歳台以上を対象に引き下げを行った国に準じて給料表を引下げ
 - ・ 自宅に係る住居手当引下げ
- ② 期末・勤勉手当 (ボーナス) (現行 3.95 月)、は民間の支給割合 (3.97 月) とおおむね均衡し、改定なし

1 公民較差

(1) 公民較差

△0.31% △1,226 円 [1.16% 4,572 円] (参考) 人事院勧告 官民較差 △0.23% △899 円

注 1 [] 内は、平成 23 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例 (以下「特例条例」という。) による給与の減額措置後の額 (率) である。

2 特例条例による減額措置前の公民較差を基礎として勧告を行っている。

(2) 改定

△0.31% △1,226 円 (内訳: 給料 △1,067 円 住居手当 △98 円 はね返り分(注) △61 円)

注 地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

(参考)

	平均給与月額			平均年間給与		
	改定前(A)	改定後(B)	差((B)-(A))	改定前(C)	改定後(D)	差((D)-(C))
減額措置前	399,347 円	398,121 円	△1,226 円	6,440,000 円	6,420,000 円	△20,000 円
減額措置後	393,549 円	392,339 円	△1,210 円	6,350,000 円	6,331,000 円	△19,000 円

(行政職、平均年齢 43.9 歳(昨年比±0.0 歳))

2 改定等の内容

(1) 月例給

① 給料表

国に準じて給料表引下げ改定 (医療職給料表(1)等については、改定なし)

50 歳台を中心に 40 歳台以上を対象に給料月額を引下げ

② 住居手当引下げ

- ・ 自宅に係る住居手当 月額 2,200 円→2,000 円
- ・ 単身赴任者の自宅に係る住居手当 月額 1,100 円→1,000 円

(2) 実施時期等

- ・ 条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・ 本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分の調整については、特例条例による職員の給与の減額措置により、すでに解消されている状況にあると認められていることから、国と同様の調整措置は不要

3 その他

(1) 給与構造の見直しにおける経過措置額の廃止

- ・ 経過措置額の廃止にあたっては、本県の実情を十分踏まえた措置を検討することが必要
- ・ 特例条例による給与の減額措置が継続されている状況下では、経過措置額を廃止することは適当でない

(2) 人事評価制度の確立

- ・ 引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた取組みを進めることが必要

(3) 時間外勤務の縮減

- ・ 効率的な業務遂行と適正な勤務時間管理の意識を徹底し、全庁一丸となって取組みを進めることが必要

(4) メンタルヘルス対策の充実

- ・ 引き続き総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の充実に努めることが必要

(5) 人材育成の推進

- ・ 自律型人材育成制度については、試行等を通じて運用上の問題点の検証を行いつつ、組織全体で実効ある取組みを行うことが必要

(6) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

- ・ 女性職員の登用や職域の拡大に引き続き努めることが必要
- ・ 男性職員の育児休業取得促進のため、短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し
- ・ 引き続き仕事と生活の調和の推進に努めることが必要

(7) 高齢期の雇用問題

- ・ 国の動向に留意しながら、適切に準備を進めていくことが必要